

# 神崎市農業集落排水事業経営戦略

平成29年1月

神崎市下水道課

## 目 次

|                        |    |
|------------------------|----|
| 第1章 農業集落排水事業の現状と課題     |    |
| （1）行政人口と需要             | 1  |
| （2）農業集落排水施設            | 1  |
| （3）災害・危機管理対策           | 1  |
| （4）農業集落排水事業の経営         | 2  |
| （5）不明水の実態把握            | 2  |
| （6）サービス                | 2  |
| （7）人材育成                | 2  |
| 第2章 経営の基本方針            |    |
| （1）快適な暮らしの実現           | 3  |
| （2）安全で安心な暮らしの実現        | 3  |
| （3）安定した経営基盤の確立         | 3  |
| （4）企業経営体制の確立と経営の可視化    | 4  |
| （5）市民参画の推進             | 4  |
| 第3章 計画の期間              | 4  |
| 第4章 投資・財政計画            |    |
| ○投資・財政計画（収益的収支）        | 5  |
| ○投資・財政計画（資本的収支）        | 6  |
| （1）投資についての説明           | 7  |
| （2）財源についての説明           | 7  |
| （3）投資・財政計画の前提条件        | 7  |
| （4）収支の改善               | 8  |
| 第5章 効率化・経営健全化の取組       |    |
| （1）組織、人材、定員に関する事項      | 8  |
| （2）加入促進への取組            | 8  |
| （3）区域に関する事項            | 8  |
| （4）不明水対策の推進            | 9  |
| （5）民間の資金・ノウハウの活用に関する事項 | 9  |
| （6）資金不足比率の見直しに関する事項    | 9  |
| （7）資金管理・調達に関する事項       | 9  |
| （8）情報公開に関する事項          | 9  |
| （9）その他重点事項             | 10 |

# 神崎市農業集落排水事業経営戦略

佐賀県神崎市  
農業集落排水事業特別会計

## 第1章 農業集落排水事業の現状と課題

### (1) 行政人口と需要

当市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所による行政人口の推計では、平成27年度末32,096人から平成37年度末には30,061人となる見込みです。

平成27年度末における農業集落排水整備事業の処理人口は566人で、整備率は1.7%となっております。

有収水量については、行政人口の減少に比例して水洗化人口の減少、市民の節水意識の高まりや節水器具の普及等で減少傾向にあると見込んでいます。

現在、水洗化率の変化もない地域であることから、水洗化促進への取り組みにより有収水量を確保していく必要があります。

### (2) 農業集落排水施設

農村地域の集落を整備する農業集落排水事業は、平成7年度に横武地区の農業集落排水施設の認可を取得し、平成10年3月31日に供用を開始し、横武地区のみで運営を行っております。事業の完成より18年が経過しており、事業開始当初に建設された施設については、近接する整備が完了した公共下水道への繋ぎ込みや老朽化対策を講じていかなければならない時期を迎えています。

この施設は、污水处理施設として「周辺環境の改善」「トイレの水洗化」「川・湖沼の水質保全」を図る役割がありますので、今後も適正に維持管理をしていく必要があります。

### (3) 災害・危機管理対策

災害が発生した場合は、被災した施設の特定を行い、影響を受ける範囲を把握し市民に周知するとともに、応急対策を実施する必要があります。

そのため、本市では「下水道等施設災害時対応マニュアル」の策定を予定し、応急対策を行うこととしておりますが、災害に対する予防及び復旧も含めた※事業継続計画（BCP）を早期に策定し、また、その体制を確立する必要があります。

※事業継続計画（BCP）災害等の影響によって施設機能が低下した場合であっても、業務を実施・継続するとともに、早期に復旧させることを目的とした計画。

#### (4) 農業集落排水事業の経営

平成7年度の事業開始から今後は、耐用年数を超えた施設や管渠の更新費用が順次発生し、維持管理を適正に行ったとしても、時間の経過とともに修繕費の増加は避けられないと見ています。

平成26年度に最適整備構想並びに機能診断調査を実施した結果、今後、計画的に施設の機能強化や統廃合を進めていく必要があります、このためには財政的に多額の支出が見込まれます。

それに対し収入面においては、人口減少等が進む中、水洗化人口の減少や節水意識の向上及び、節水器具の普及により有収水量の将来的な増加は見込めず、そのことは農業集落排水施設使用料の増収が見込めないことにつながるため、事業を実施していくための財源確保については、かなり厳しい状況にあるといえます。

このような状況を踏まえ、事業の将来像や運営方針を明確化し、より適切に施策を推進するとともに、公共下水道への接続も視野にいたった効果的・効率的な事業の運営を図る必要があります。

#### (5) 不明水の実態把握

今後は、老朽化により管路の破損等で地下水などの侵入による不明水の増加が考えられます。

早期に管路の破損等を発見するために、日頃から処理場施設への流入データと降雨データを比較検討しておくことで、雨水の影響によるものか、管路の破損等によるものなのかを判断できるよう実態を把握しておく必要があります。

また、不明水の変動が大きい処理区域は、不明水調査を実施し、その原因を究明するとともに、費用対効果を総合的に判断したうえで効率的な不明水対策を実施する必要があります。

#### (6) サービス

使用料に係る、検針、料金徴収などの業務は、平成26年度から東部水道企業団に委託しております。

使用開始・中止の受付は下水道課並びに各支所総合窓口でも受付ができる環境を整備するとともに、引き続き、火曜日の延長窓口を開設するなどして、利用者の利便性の向上を図っています。さらに収納率向上の効果等が見られたことから、今後も委託内容の改善を図りながら、業務委託を継続していきます。

また、情報公開については、広報誌やホームページ、下水道フェアなどを通じて積極的に情報を公開する取り組みを進めています。

今後もお客様のニーズを的確に捉え、費用対効果を考慮しながら、サービスのあり方を検討していく必要があります。

#### (7) 人材育成

市全体の職員定員適正化計画に沿った職員配置となっているため、業務のノウハウや技術の継承が課題となっています。研修を受講させるなどして技術力を確保していく必要があります。

## 第2章 経営の基本方針

### (1) 快適な暮らしの実現

～衛生的で快適な生活環境の創出と良好な水環境の保全～

○水環境の保全に向け、農業集落排水への接続を促進するため戸別訪問活動を強化するとともに、水洗化の広報・PRを拡充します。

### (2) 安全で安心な暮らしの実現

～施設機能の適正な維持管理・更新と災害に負けない管理・事業継続計画～

○\*ストックマネジメントを導入し、点検・調査計画及び改築・修繕計画の策定し適正な管渠、処理場等の維持・更新をしていきます。

#### \*ストックマネジメント

持続可能な事業の実施を図るため、明確な目標を定め、施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状況を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理すること。

○耐震化に向けた施設のデータ整理と対象施設の特定を行い、施設の耐震化を進めます。また、災害が起きた時に早期に対処できる管理体制を確立するため、事業継続計画（BCP）を策定し危機管理体制を確立します。

### (3) 安定した経営基盤の確立

～人口減少・少子高齢化を見据えた持続可能な経営体制～

○管理運営の効率化や経営状況の的確な把握により安定した財政運営を進めるとともに、民間活用や下水道資源の活用により経営の効率化を図り、安定した経営基盤の確立を目指します。

○下水道事業は、住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続する必要があり、収支計画に基づき、使用料収入と維持管理費、繰入金のバランスを考慮し\*PDCA サイクルによる持続的な\*スパイラルアップを実践していきます。

また、施設の保守点検業務や清掃業務については、法令遵守したうえで、サービス水準を維持しつつもコストダウンが可能な経費について積極的な節減に努めます。

#### \*PDCA サイクル

事業における管理業務を p l a n（計画）→D o（実施・実行）→C h e c k（点検・評価）→A c t（処置・改善）の4段階を繰り返すことによって、円滑に進める手法。

#### \*スパイラルアップ

PDCA サイクルを重ねることで、継続的な改良・向上を図ること。

○処理施設の統廃合や区域の見直しを行い施設の最適化計画を策定します。

○職員の資質向上を図るため、講習会、研修等を行うための体制を整備し、積極的に研修等へ参加を促します。また、それから得た技術、知識を組織として共有し、技術を継承していくことを目指します。

#### (4) 企業経営体制の確立と経営の可視化

当該事業は、現在公営企業法を適用しておらず、今後公共下水道への接続の方向次第では、特別会計そのものが将来的に無くなることも考えられます。しかしながら、事業運営が続く限り企業経営と同様に、経営状況や財政状態を明確にしていきます。また、使用者の方々の視点に立ち、経営の透明性を確保するため、市ホームページ等を活用した、わかりやすい情報発信を心がけ、「事業の見える化」を進めます。

#### (5) 市民参画の推進

～「見える化」による市民理解の促進と市民と共につくるきれいな横武地区～  
○イベント企画を立案し、積極的にPR活動を実施し、ホームページ等による広報を充実します。また、学校等の施設見学の促進や下水道教室を開催し、環境教育の強化を図ります。

市民ニーズの把握については、ホームページでの意見募集や市民アンケートを実施することにより、市民の方が何を望んでおられるかを把握し、より良い下水道運営を目指します。

### 第3章 計画の期間

平成29年度から平成38年度までの10年間とします。  
また、経営状況を確認し、随時見直しを実施します。

### 第4章 投資・財政計画 (別紙 投資・財政計画)

投資・財政計画

農業集落排水事業

○投資・財政(農排)

(単位:千円, %)

| 区 分                   |                           | 年 度     |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |        |
|-----------------------|---------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
|                       |                           | 平成27年度  | 本年度     | 平成29年度  | 平成30年度  | 平成31年度  | 平成32年度  | 平成33年度  | 平成34年度  | 平成35年度  | 平成36年度  | 平成37年度  | 平成38年度 |
| 収 益 的 収 入             | 1 総 収 益 (A)               | 29,422  | 29,470  | 29,470  | 29,469  | 29,468  | 29,467  | 29,466  | 29,465  | 29,464  | 29,463  | 29,462  | 23,694 |
|                       | (1) 営 業 収 益 (B)           | 10,905  | 10,903  | 10,902  | 10,900  | 10,898  | 10,896  | 10,894  | 10,892  | 10,890  | 10,888  | 10,886  | 10,884 |
|                       | ア 料 金 収 入                 | 10,899  | 10,900  | 10,899  | 10,897  | 10,895  | 10,893  | 10,891  | 10,889  | 10,887  | 10,885  | 10,883  | 10,881 |
|                       | イ 受 託 工 事 収 益 (C)         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |        |
|                       | ウ そ の 他                   | 6       | 3       | 3       | 3       | 3       | 3       | 3       | 3       | 3       | 3       | 3       | 3      |
|                       | (2) 営 業 外 収 益             | 18,517  | 18,567  | 18,568  | 18,569  | 18,570  | 18,571  | 18,572  | 18,573  | 18,574  | 18,575  | 18,576  | 12,810 |
|                       | ア 他 会 計 繰 入 金             | 18,517  | 18,567  | 18,568  | 18,569  | 18,570  | 18,571  | 18,572  | 18,573  | 18,574  | 18,575  | 18,576  | 12,810 |
|                       | イ そ の 他                   |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |        |
|                       | 2 総 費 用 (D)               | 21,625  | 21,862  | 21,326  | 20,777  | 20,217  | 19,644  | 19,057  | 18,458  | 17,845  | 17,218  | 16,600  | 16,041 |
|                       | (1) 営 業 費 用               | 14,346  | 15,110  | 15,113  | 15,116  | 15,119  | 15,122  | 15,125  | 15,128  | 15,131  | 15,134  | 15,137  | 15,140 |
|                       | ア 職 員 給 与 費               |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |        |
|                       | ウ ち 退 職 手 当               |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |        |
|                       | イ そ の 他                   | 14,346  | 15,110  | 15,113  | 15,116  | 15,119  | 15,122  | 15,125  | 15,128  | 15,131  | 15,134  | 15,137  | 15,140 |
|                       | (2) 営 業 外 費 用             | 7,279   | 6,752   | 6,213   | 5,661   | 5,098   | 4,522   | 3,932   | 3,330   | 2,714   | 2,084   | 1,463   | 901    |
| ア 支 払 利 息             | 7,279                     | 6,752   | 6,213   | 5,661   | 5,098   | 4,522   | 3,932   | 3,330   | 2,714   | 2,084   | 1,463   | 901     |        |
| ウ ち 一 時 借 入 金 利 息     | 0                         | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |        |
| イ そ の 他               |                           |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |        |
| 3 収 支 差 引 (A)-(D) (E) | 7,797                     | 7,608   | 8,144   | 8,692   | 9,251   | 9,823   | 10,409  | 11,007  | 11,619  | 12,245  | 12,862  | 7,653   |        |
| 資 本 的 収 入             | 1 資 本 的 収 入 (F)           | 26,126  | 26,126  | 26,129  | 26,132  | 26,135  | 26,138  | 26,141  | 26,144  | 26,147  | 26,150  | 26,153  | 26,156 |
|                       | (1) 地 方 債                 | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0      |
|                       | (2) 他 会 計 補 助 金           | 26,126  | 26,126  | 26,129  | 26,132  | 26,135  | 26,138  | 26,141  | 26,144  | 26,147  | 26,150  | 26,153  | 26,156 |
|                       | (3) 他 会 計 借 入 金           |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |        |
|                       | (4) 固 定 資 産 売 却 代 金       |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |        |
|                       | (5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金   | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0      |
|                       | (6) 工 事 負 担 金             | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0      |
|                       | (7) そ の 他                 |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |        |
|                       | 2 資 本 的 支 出 (G)           | 29,347  | 29,869  | 30,403  | 30,949  | 31,508  | 32,079  | 32,664  | 33,261  | 33,872  | 34,496  | 31,930  | 31,591 |
|                       | (1) 建 設 改 良 費             | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0      |
|                       | ウ ち 職 員 給 与 費             | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0      |
|                       | (2) 地 方 債 償 還 金 (H)       | 24,211  | 24,739  | 25,278  | 25,829  | 26,393  | 26,969  | 27,559  | 28,161  | 28,777  | 29,406  | 26,845  | 26,511 |
|                       | (3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金 |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |        |
|                       | (4) 他 会 計 へ の 繰 出 金       | 5,136   | 5,130   | 5,125   | 5,120   | 5,115   | 5,110   | 5,105   | 5,100   | 5,095   | 5,090   | 5,085   | 5,080  |
| (5) そ の 他             |                           |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |        |
| 3 収 支 差 引 (F)-(G) (I) | △ 3,221                   | △ 3,743 | △ 4,274 | △ 4,817 | △ 5,373 | △ 5,941 | △ 6,523 | △ 7,117 | △ 7,725 | △ 8,346 | △ 5,777 | △ 5,435 |        |

投資・財政計画

農業集落排水事業

○投資・財政(農排)

(単位:千円, %)

| 区 分                              | 年 度                                |        | 平成27年度  | 本年度     | 平成29年度  | 平成30年度  | 平成31年度  | 平成32年度  | 平成33年度  | 平成34年度  | 平成35年度  | 平成36年度 | 平成37年度 | 平成38年度 |
|----------------------------------|------------------------------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|
|                                  | (E)+(I) (J)                        | (K)    |         |         |         |         |         |         |         |         |         |        |        |        |
| 収 支 再 差 引                        | (E)+(I) (J)                        | (K)    | 4,576   | 3,865   | 3,870   | 3,875   | 3,878   | 3,882   | 3,886   | 3,890   | 3,894   | 3,899  | 7,085  | 2,218  |
| 積 立 金                            | (L)                                | (M)    | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0      | 0      | 0      |
| 前年度からの繰越金                        | (L)                                | (M)    | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0      | 0      | 0      |
| 前年度繰上充用金                         | (M)                                | (N)    | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0      | 0      | 0      |
| 形 式 収 支                          | (J)-(K)+(L)-(M) (N)                | (O)    | 4,576   | 3,865   | 3,870   | 3,875   | 3,878   | 3,882   | 3,886   | 3,890   | 3,894   | 3,899  | 7,085  | 2,218  |
| 翌年度へ繰り越すべき財源                     | (O)                                | (P)    |         |         |         |         |         |         |         |         |         |        |        |        |
| 実 質 収 支                          | (N)-(O)                            | 黒字 (P) | 4,576   | 3,865   | 3,870   | 3,875   | 3,878   | 3,882   | 3,886   | 3,890   | 3,894   | 3,899  | 7,085  | 2,218  |
|                                  |                                    | 赤字 (Q) |         |         |         |         |         |         |         |         |         |        |        |        |
| 赤 字 比 率 (                        | $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ ) |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |        |        |        |
| 収 益 的 収 支 比 率 (                  | $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ ) |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |        |        |        |
| 地方財政法施行令第20条第1項により算定した<br>資金の不足額 | (R)                                |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |        |        |        |
| 営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益            | (B)-(C) (S)                        |        | 10,905  | 10,903  | 10,902  | 10,900  | 10,898  | 10,896  | 10,894  | 10,892  | 10,890  | 10,888 | 10,886 | 10,884 |
| 地 方 財 政 法 に よ る<br>資金不足の比率       | ((R)/(S) × 100)                    |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |        |        |        |
| 健全化法施行令第16条により算定した<br>資金の不足額     | (T)                                |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |        |        |        |
| 健全化法施行規則第6条に規定する<br>解消可能資金不足額    | (U)                                |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |        |        |        |
| 健全化法施行令第17条により算定した<br>事業の規模      | (V)                                |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |        |        |        |
| 健全化法第22条により算定した<br>資金不足比率        | ((T)/(V) × 100)                    |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |        |        |        |
| 他 会 計 借 入 金 残 高                  | (W)                                |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |        |        |        |
| 地 方 債 残 高                        | (X)                                |        | 320,908 | 296,169 | 270,891 | 245,062 | 218,669 | 191,700 | 164,141 | 135,980 | 107,203 | 77,797 | 50,952 | 24,441 |

○他会計繰入金

(単位:千円)

| 区 分         | 年 度      |  | 平成27年度 | 本年度    | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 | 平成35年度 | 平成36年度 | 平成37年度 | 平成38年度 |
|-------------|----------|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|             |          |  |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 収 益 的 収 支 分 |          |  | 12,824 | 12,800 | 12,801 | 12,802 | 12,803 | 12,804 | 12,805 | 12,806 | 12,807 | 12,808 | 12,809 | 12,810 |
|             | うち基準内繰入金 |  | 12,824 | 12,800 | 12,801 | 12,802 | 12,803 | 12,804 | 12,805 | 12,806 | 12,807 | 12,808 | 12,809 | 12,810 |
|             | うち基準外繰入金 |  | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 資 本 的 収 支 分 |          |  | 26,126 | 26,126 | 26,133 | 26,140 | 26,147 | 26,154 | 26,161 | 26,168 | 26,175 | 26,182 | 26,189 | 26,191 |
|             | うち基準内繰入金 |  | 8,214  | 8,214  | 8,217  | 8,220  | 8,223  | 8,226  | 8,229  | 8,232  | 8,235  | 8,238  | 8,241  | 8,242  |
|             | うち基準外繰入金 |  | 17,912 | 17,912 | 17,916 | 17,920 | 17,924 | 17,928 | 17,932 | 17,936 | 17,940 | 17,944 | 17,948 | 17,949 |
| 合 計         |          |  | 38,950 | 38,926 | 38,934 | 38,942 | 38,950 | 38,958 | 38,966 | 38,974 | 38,982 | 38,990 | 38,998 | 39,001 |

### (1) 投資についての説明

市の下水道事業については平成35年の事業概成に向け、事業を推進していくとともに農業集落排水事業については既存施設・設備の大規模な更新工事は発生しない見込みですので、平成28年度から既存施設の機能強化及び統廃合として下水道繋ぎ込みの計画を行う予定です。

### (2) 財源についての説明

#### 【収益的収入】

農業集落排水事業における主な収益的収入は、営業収益の使用料収入、営業外収益の一般会計繰入金となっています。

そのうち使用料収入については、すでに施設整備が終了していることから、大幅な水洗化人口の増加が見込めないことや、今後の人口減少により減収は避けられないものと想定しておりますが、定期的に水洗化の低い地区を中心に汲取り、単独槽世帯からの切り替えに対する理解と協力を働きかけ、引き続き適切に利用されるよう周知徹底を図ります。

なお、使用料の改定については、公共下水道の料金設定と統一を図っており、今回の計画期間では改定を見込んでいません。将来的には必要性、実施時期や改定内容について慎重に判断し、改定する場合は利用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要と考えています。

また、一般会計繰入金については、市財政部局と連携を図りながら、繰入金とのバランスに配慮し公営企業の原則である独立採算の考えのもと、国が示す繰出基準に基づく繰入のほか、現状では収支の均衡を図ることが困難であるため、維持管理費へ一般会計から基準外の繰入を行う見込みです。基準外の繰入については、維持管理費の圧縮に努め、施設の維持管理や管渠更新などについても修繕工事を計画的に行うことで費用の平準化を行い、必要以上の繰入を行わないこととしています。

#### 【資本的収入】

平成28年度からは、既存施設の統廃合を行っていく計画をしており、その資本的支出（投資）に係る財源については、公共下水道事業による国庫補助金を事業費の1/2程度見込んでいるほか、残りを一般会計繰入金により財源確保する見込みです。

### (3) 投資・財政計画の前提条件

収益的収支については、平成27年度までの実績とともに、平成28年度の決算見込みを考慮し算定しています。

使用料収益では、将来の水需要に基づくものとなっています。

支出においては、人件費や物件費等の物価上昇は見込まず、現状の水準で推移するものとし、修繕費については平成27年度までの実績をベースとしながら、緊急的な修繕に備えた金額を加算しています。

資本的収支については、計画的に施設の機能強化や統廃合を進めるとともに、建設改良費の平準化を考えた投資計画としています。

#### (4) 収支の改善

収支の改善策として、歳入面では、使用料金及び受益者分担金等の料金改定、歳出面では、民間委託、施設等の統合、長寿命化対策等の投資の平準化などの取組を、いずれも下水道事業概成平成35年度以降に検討を行います。

### 第5章 効率化・経営健全化の取組

#### (1) 組織、人材、定員に関する事項

##### ○組織・機構・人員の適正化

事業規模や業務内容を常に把握し、企業会計移行に備えた組織形態や職員数と業務量との整合性と、適正な定員管理を図っていきます。

また、慣例に囚われず業務内容や手法を見直し、民間への委託等により、組織の効率化と経費節減を図ります。

##### ○職員研修の充実

公営企業法の適用を想定し、企業会計方式に移行を計画していることから、在籍する職員には下水道に係る専門知識に加え、経営感覚の向上や企業会計に対する専門知識の習得なども求められます。

今後は、これまで以上に各種研修に積極的に参加していくことで更なる職員の育成、資質の向上に努めます。

#### (2) 加入促進への取組

##### ○各種助成等による加入促進

住まいの周辺地域が供用開始になっても接続しない理由のひとつに、接続工事等にかかる金銭的負担が大きいことがあります。

現在も実施している排水設備工事費のための借入に対する斡旋に加え、接続工事費に対する一部助成や使用料を一定期間免除することによる負担軽減策についても今後検討、実施していくことで更なる負担の軽減を図り、加入促進を強化します。

##### ○効率的な普及促進

水洗化促進訪問台帳及び水洗化家屋台帳の状況を整理するためのシステムを構築し、接続対象世帯等の情報を把握することで、より効率的な戸別訪問を行っていきます。

また、戸別訪問結果を踏まえ接続できない理由の分析等を行い、その分析結果を今後の水洗化促進事業に反映していきます。

#### (3) 区域に関する事項

人口減少等が進み使用料収入の大幅な増加は見込めない中、今後、老朽化した管渠や各地域に有する処理場の維持管理費が大きな負担となり、現在の施設を維持管理していくことは困難となることが想定されます。

このことから、下水道への接続の検討を行い効率的な運営を目指します。

#### (4) 不明水対策の推進

不明水は経営の悪化の原因になるとともに、処理機能の低下などへの影響が懸念されるため、有収率の低い処理区から優先して現地調査を行います。

また、調査の結果に基づいて、不明水の分析を行い、費用対効果を総合的に判断したうえで効率的な不明水対策を実施します。

#### (5) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

##### ○水道事業と合わせた検針、滞納整理、総合窓口での受付業務

使用料に係る徴収業務は、委託することにより、窓口サービスの拡大や収納率の向上の効果等が見られたことから、今後も委託内容の改善を図りながら、業務委託を継続していきます。

##### ○施設・設備等の包括的委託

処理場やマンホール形式ポンプ等の施設に係る管理業務等については建設当初から民間企業に委託していますが、管理委託の中で発見される機器不良や故障などの対応は全て市職員が状況を確認したうえで調達事務等を行っております。

今後は、これらの機器の修繕や更新時期について分析・取りまとめを行い、動力・薬品・修繕費などを含めた包括的な委託によるコスト縮減の可能性を検討し、職員の適正な配置による労働生産性の向上とコストの縮減に努めます。

#### (6) 資金不足比率の見直しに関する事項

平成27年度決算時点においては、地方財政法に定める資金の不足は発生していませんが、今後も資金不足の状態に陥ることのないよう市財政部局と連携を図りながら、財政状況の健全化に努めていきます。

#### (7) 資金管理・調達に関する事項

公営企業法を適用していない特別会計であることから、資金管理については市の資金運用計画に基づき担当部門が管理運用していますが、より効率的な運用を検討・選択してもらうよう担当部門に対し働きかけていきます。

また、法適化後において、減価償却費等によって生じる内部留保資金の見通しを適切に見積もること、また、その留保資金の中で今後の事業を行っていくことを基本的な方針とします。事業の運転資金に影響する現金収支に関しては、決算書上の損益では分かりづらいためキャッシュ・フロー計算書により資金増減の要因について検証を行います。

なお、資金運用については、安全性に十分に配慮しつつも最大限の運用益を得られるよう、毎年度、当該年度における資金運用計画を策定、実施していくことにより、適切な資金管理に努めます。

#### (8) 情報公開に関する事項

当該事業は、接続や利用にあたってのマナーをはじめ、市民の皆様の理解と協力が不可欠な事業です。

このことから、利用者に対し水道事業の機関誌に加え、市ホームページや広報誌などにより、伝えたい重要な情報についてわかりやすく伝えていくよう努めます。

また、情報を発信するだけでなく、双方向的な広報活動を実施し、市民ニーズに十分に答えることが出来るよう情報公開に努めます。

#### (9) その他重点事項

##### ○他の生活排水処理事業との会計の統合等

生活排水処理事業として、公共下水道事業、特定地域生活排水処理事業（浄化槽）や農業集落排水事業をはじめ、事業の規模や根拠法の違いにより3事業を運営しております。また、それらについては会計も区別しておりますが、企業会計への移行に備え、これらを整理・集約することで、より効率的な農業集落排水事業の運営が可能となると見込まれることから、事業及び会計の統廃合を検討していきます。

また、それに付随して、平成31年度までに農業集落排水事業公営企業法適用の検討・準備についても行っていきます。

#### (参考)

##### 1. 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

当該事業を実施する意義として、地域住民の生活及び事業者が行う生産活動から生ずる汚水等を処理することにより、周辺地域の生活環境を改善することや、汚水等を処理したのちに河川等へ放流することから、公共用水域の水質が保全されることなどが挙げられます。

地域住民の快適で衛生的な生活を確保するために必要不可欠なサービスであると考えます。

##### 2. 公営企業として実施する必要性

当該事業は施設の建設に巨額の資金を必要とし、その投下資本の回収に長期間を要することから民間資本の進出が期待できないこと、また、日常生活の環境整備の面から地方公共団体が行う一般行政事務と密接な関連に基づき実施する必要があることなどから、公営企業として実施する必要性があると考えます。